

# 第16回 北海道・北東北 知事サミット 提言事項

平成24年8月

## 北海道・北東北知事サミット構成員

北海道知事            高 橋 はるみ

青森県知事            三 村 申 吾

岩手県知事            達 増 拓 也

秋田県知事            佐 竹 敬 久

# 目 次

1. TPP協定交渉に関する要請について . . . . .	1
2. 地域医療の確保について . . . . .	3
3. 地域雇用対策について . . . . .	6
4. 農林水産業・農山漁村の再生及び持続的発展について . . . . .	7
5. 新たな森林吸収源対策の推進について . . . . .	10

## ＴＰＰ協定交渉に関する要請について

ＴＰＰ協定は、我が国の産業経済、国民生活全般に大きな影響を及ぼす恐れがあるにもかかわらず、物品市場アクセス、サービス、政府調達、労働など21分野における交渉内容やどの分野にどのような影響があるのか国民に対する情報提供が十分に行われないことから、国民的議論が進んでいない状況にあります。

また、昨年3月に発生した東日本大震災は、我が国の国民生活に多大な影響を与え、とりわけ被災地においては、一日も早い被災者の生活再建や農林水産業をはじめとする産業基盤の再生に向けて、全力をあげて取り組んでいるところでありますが、ＴＰＰ協定は、こうした復旧・復興や地域振興にも大きな影響を与えることが予想されます。

このような状況を踏まえ、ＴＰＰ協定交渉への参加の検討にあたっては、次のことを強く求めます。

- 1 ＴＰＰ協定は、農林水産分野のみならず、国民生活のあらゆる分野に大きな影響を与えることが予想されることから、全国知事会が国に求めている確認事項に対する明確な回答を含め、ＴＰＰ協定が地方の経済活動や国民生活全般に与える影響、関係国との協議内容などについて、国民に対する十分な情報開示と明確な説明を行い、地方の農林水産業者、商工業者、金融関係者、医療関係者、建設業者、労働者、消費者などの意見をしっかりと聞いた上で、国民的議論を尽くすこと。
- 2 地方の基幹産業であり、国土や自然環境の保全など多面的な機能も有する農林水産業については、経済連携の推進のあるなしにかかわらず、将来にわたり持続的に発展していけるよう、その再生・強化に向

け、国の責任において、安定した財源の確保を含め、具体的かつ体系的な対策を明らかにし、講ずること。

- 3 関税撤廃が原則である T P P 協定交渉参加の可否については、食料安全保障の問題も含め、総合的な検討を行い、国民合意を得た上で判断すること。なお、その判断にあたっては、このたびの地震・津波災害及び原子力発電所事故による災害が農林水産業をはじめ、あらゆる分野に甚大な被害を及ぼしている状況を見極め、復興を目指す被災地域の活力をいささかも損なうことのないよう慎重に対処すること。

## 地域医療の確保について

北海道・北東北地方の医師数は、全国平均に比して大幅に少ない状況にあることに加え、地域偏在や診療科目偏在等の課題も抱えており、へき地医療や救急医療等の地域医療を担っている病院にとっては、勤務医の過重労働をはじめ、診療体制の縮小や入院制限を迫られるなど、まさに「地域医療崩壊」の危機的状況にあります。

こうした中、国においては、医学部入学定員増等の医師確保対策や自治体・医療現場における地域医療再生に向けた取組を推進するとともに、平成24年度の診療報酬改定では病院勤務医をはじめとした医療従事者の負担軽減が講じられています。

しかしながら、地域医療の確保に当たっては、平成22年度に実施された地域における医師不足の実態調査の結果を踏まえ、より実効性のある具体的な対策に早急に取り組むとともに、地域医療の再生のための総合的な政策の確立、公立病院等（公立病院と同等の医療機能を担う公的病院等を含む。以下同じ。）への支援及び医師不足の根本的な解消を図るよう求めます。

### 1 地域医療基本法（仮称）の制定

国民的合意に基づいた医療に係る基本理念・方針のもと、地方の意見も反映した総合的・体系的な「地域医療基本法（仮称）」を制定し、国・地方の役割分担や民間との連携による地域医療の確保に取り組むこと。

### 2 公立病院等の運営に対する地方財政措置の拡充等

公立病院等の運営に配慮し、更なる地方財政措置の拡充を行うとと

もに、診療報酬の改定においては、公立病院等の運営について更なる評価の充実を図ること。

3 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化

地域の医療を確保するため、平成18年8月の「新医師確保総合対策」、19年5月の「緊急医師確保対策」及び21年7月の「地域の医師確保の観点からの定数増」に係る大学医学部における医師養成数の増を恒久的な措置とすること。

4 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

地域で設定する奨学金制度に対する財政支援を更に拡充すること。

5 特定診療科の医師不足の解消

診療科別の医師偏在を解消するため、都道府県ごとに必要な医師数を明らかにし、その必要数を踏まえて、特に深刻な状況にある産婦人科や小児科等の特定診療科に関する診療報酬を適切に評価するなど、医師不足を解消する施策を充実させること。

6 総合医の制度化及び養成

地域医療を担う医師を育成する観点から、総合医の制度化及び養成について必要な措置を講じること。

7 臨床教育等における指導医の評価の充実

医師臨床研修の質の向上を図る観点から、診療報酬の加算など臨床教育等における指導医の評価を充実すること。

8 勤務医の就業環境の改善及び女性医師の離職防止・就業支援制度に対する財政支援の拡充

医師クランクの導入など、勤務医の就業環境の改善を図るとともに、女性医師の離職防止や就業支援を図る観点から、院内保育の夜間延長や多様な勤務形態の導入の促進、復職に向けた研修体制の充実に要す

る経費等に対して更なる支援の拡充を行うこと。

## 9 臨床研修制度の見直し

若手医師の地域医療に関する一層の理解を深めるため、郡部・へき地など医師不足地域での研修の実施など、地域医療研修の充実を図ること。

また、都道府県毎の募集定員数は、地理的条件など地域の実情を踏まえた上で、医師の不足や地域偏在の解消に向けた配分とすること。

## 10 後期研修医の計画的な配置

関係学会や医育大学、研修病院等の協力を得ながら、全国的に地域の中核的医療機関に対する指導医の計画的な配置と地域・診療科毎の後期研修医の定員設定を行い、個々の医師の希望を尊重した上で、計画的にバランスよく後期研修医を配置できるような制度とすること。

### 1.1 医師確保対策推進のための財政支援

医師確保対策を推進するため、各種施策に対する財政支援の充実を図るとともに、地域医療再生計画の終了後も、地域にとって必要な事業が継続できるよう財政支援を行うこと。

### 1.2 社会医療法人の認定要件の拡大

社会医療法人の認定要件のひとつであるへき地医療の実施対象については、医師の派遣先を「へき地診療所」のみならず「都道府県知事が定める医療機関」へ拡大すること。

### 1.3 国における看護教員養成講習会の開催

平成21年度をもって廃止された旧厚生労働省研修研究センターにおける「看護教員養成講習会」（看護師・保健師・助産師養成所教員専攻及び幹部看護教員養成課程）を国の責任において実施すること。

## 地域雇用対策について

雇用創出の基金による事業は、平成20年10月に制度が創設されて以降、特に厳しい北海道及び北東北地域の雇用失業情勢の中で、離職した失業者等の雇用機会を創出するとともに、各地域の実情や創意工夫に基づく雇用の受け皿づくりに必要不可欠な事業として実施されてきたものであり、東日本大震災以降は、震災の影響等で失業された方々の雇用機会の創出に重大な役割を果たしてきました。

地域の雇用情勢は、持ち直しの動きが見られるものの、東日本大震災の影響等もあり依然として厳しく、欧州政府債務危機や円高、さらには、電力供給の制約等の影響により景気の先行きも不透明な状況が続いており、今後の見通しは引き続き予断を許さない状況にあります。

このため、震災からの復旧・復興状況や地域の雇用情勢を踏まえた雇用対策を実施する必要があることから、引き続き国の支援措置を強く求めます。

- 1 緊急雇用創出事業臨時特例交付金事業については、震災等緊急雇用対応事業及び雇用復興推進事業を除き、平成24年度で終了することとされているが、雇用情勢が厳しい中、景気の下押しが懸念されることを踏まえて、国において、平成25年度以降も継続実施し、それに伴う追加交付を行うとともに、地方の創意工夫が活きる新たな制度を創設すること。
- 2 震災等緊急雇用対応事業及び事業復興型雇用創出事業については、震災からの復旧・復興状況や地域の雇用情勢を踏まえ、事業期間の延長や対象者の要件緩和を図ること。

## 農林水産業・農山漁村の再生及び持続的発展 について

北海道・北東北3県の農林水産業・農山漁村は、国民への安全・安心な食料の安定供給や国土・環境の保全などの面で重要な役割を果たすとともに、地域経済・社会を支える基幹産業として発展してきました。

しかし近年、本格的な人口減少社会を迎え、農山漁村においては、農林漁業従事者の高齢化と担い手不足が深刻化しており、生業としての農林水産業はもとより、その基盤となる農山漁村の機能そのものが失われることが懸念されています。

また、東日本大震災により、漁船や漁港等の生産基盤の多くが失われたことに加え、集落全体が消失するなど極めて甚大な被害を受けた漁村もあることから、生業としての漁業の再生に向けては、生産基盤や住環境等の漁村機能を回復するとともに、地域内のつながりに十分配慮しながら、漁村地域コミュニティを再生していく必要があります。

こうした中、農林水産業・農山漁村が再生し、持続的に発展するために、農林漁業者が安心して従事できる施策の充実・強化が図られるよう、次のことを強く求めます。

- 1 農山漁村における地域経営の推進に関する総合的な支援制度の創設  
農山漁村地域を持続的に発展させるため、集落等を一つの経営体と見立てて経営していくという農山漁村における地域経営の考え方に立ち、地域の持続的発展を支える経営体を育成・確保するとともに、実情に応じて6次産業化や農地等の生産基盤の保全・継承、集落の多面的機能や自然景観の維持等に取り組むための総合的な支援制度を創設

すること。

## 2 国際貿易交渉における農林水産分野に係る確固たる対応

国際貿易交渉に当たっては、「多様な農業の共存」を基本理念とした日本提案の実現を目指すというこれまでの基本方針を堅持し、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農林水産業・農山漁村の振興などを損なわないよう対応すること。

また、包括的経済連携においては、米や小麦、でん粉、砂糖、牛肉、乳製品などの主要農産物を重要品目として関税撤廃の対象から除外すること。

## 3 食料供給力の確保・向上に必要な農業生産基盤整備の推進

区画整理や排水対策等の農業生産基盤整備を計画的に推進するため、当初予算を基本とする予算総額の確保や、農業者が経営規模の拡大や戦略作物の生産拡大に取り組む上で支障となる農業生産基盤の課題に対応するきめ細やかな整備への支援を図ること。

また、集出荷貯蔵施設など共同利用施設整備に必要な予算の当初予算での確保を図ること。

## 4 農業の持続的発展に向けた担い手対策の充実

農業者戸別所得補償制度については、農業者が安心して営農に取り組めるよう、法制化するとともに、必要な予算を確保すること。また、認定農業者や、「人・農地プラン」に位置付けられた地域の中心となる経営体など、専門的な農業経営に重点化した支援の充実・強化を図ること。

青年就農給付金については、十分な予算の確保、事業の継続、及び新規就農の実態に応じた受給要件の見直しを図るとともに、農地集積協力金については、売買による集積や、「農業者戸別所得補償制度」に

加入できない農業者の畜産、野菜、果樹経営の農地を対象に加えるなど、地域農業の実情を踏まえた制度の充実・強化を図ること。

5 「農地・水保全管理支払交付金」及び「中山間地域等直接支払制度」の法制化等

農地・農業用水の保全管理、耕作放棄地の発生防止に向けた共同活動等、農業・農村が有する多面的機能の維持・増進に大きく寄与している「農地・水保全管理支払交付金」及び「中山間地域等直接支払制度」を法制化するとともに、必要な予算を確保すること。

6 漁村地域コミュニティの迅速な再生及び活性化を図るための全面的な支援

漁村地域コミュニティの迅速な再生を図るため、漁業生産基盤や住環境等漁村機能の整備、漁業の再生及び漁村の活性化を担う経営体の確保・育成など、ハード・ソフト両面での全面的な支援を継続的に行うこと。

## 新たな森林吸収源対策の推進について

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、森林は二酸化炭素の吸収源として、大きな関心と期待が寄せられており、全国の森林の約3分の1を有する北海道・北東北3県は、間伐等の森林整備を推進し、京都議定書第1約束期間における森林吸収源対策の目標達成に向け大きく貢献してきたところです。

こうした中、平成25年度以降も着実に森林吸収源対策を推進していくために、次のとおり、森林整備の推進に必要な安定的な地方財源の確保と木材利用を拡大するための施策の充実を強く求めます。

### 1 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の延長

京都議定書の第1約束期間（平成20年～平成24年）における森林吸収量の目標を達成するために制定された「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を平成25年度以降も延長し、間伐や植林などの造林補助事業に対する都道府県や市町村の負担を軽減するための地方債の特例措置を引き続き継続すること。

### 2 森林吸収源対策の推進に必要な税財源の確保

「地球温暖化対策のための税」の用途に、森林整備等の森林吸収源対策を位置付けるとともに、地方財源の確保・充実に活用できるものとする。

### 3 低炭素社会の実現に向けた木材の利用拡大

地域材の利用による低炭素社会を実現し地球温暖化防止に貢献するため、木造公共施設等の整備促進及び森林バイオマスのエネルギー利用を促進する施策の充実を図ること。